

ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金 4次締切分公募のご案内

ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金は、中小企業・小規模事業者等が今後複数年にわたり相次いで直面する制度変更(働き方改革や被用者保険の適用拡大、賃上げ、インボイス導入等)等に対応するため、中小企業・小規模事業者等が取り組む革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資等を支援するものです。

また、新型コロナウイルスの影響を乗り越えるために前向きな投資を行う事業者に対して、通常枠とは別に、補助率を引き上げ、営業経費を補助対象とした「特別枠」を新たに設け、優先的に支援します。さらに、業種別のガイドラインに基づいた感染拡大予防の取組を行う場合は、定額補助・上限50万円を別枠(事業再開枠)で上乗せします。

【補助要件】

以下の要件を満たす事業計画(3~5年)を策定・実行する中小企業・小規模事業者等

- (1)付加価値額を年率平均3%以上増加
- (2)給与支給総額を年率平均1.5%以上増加
- (3)事業場内最低賃金が地域別最低賃金+30円以上の水準

【補助金額】

補助上限額 [一般型]1,000万円 / [グローバル展開型]3,000万円

補助率 1/2~3/4(詳細については問合せ先でご確認ください)

【対象経費】

機械装置・システム構築費、技術導入費、海外旅費(グローバル展開型のみ) 等

【応募期間】

令和2年9月1日(火)17時~11月26日(木)17時

【問合せ先】

詳細につきましてはものづくり補助金総合サイトでご確認ください。 <http://portal.monodukuri-hojo.jp/index.html>

組合運営

Q & A

質問内容



脱退を申し出た組合員の取扱い等について

組合員は、「事業年度の末日の90日前までに予告し、事業年度の終了日に脱退できるが(中協法第18条)、事業年度末までは組合員たる地位を失っていないから、その組合員も他の組合員と同様に議決権の行使、経費を負担する等の権利、義務を有するが、脱退者の申出の点についての効力とその取扱い方について、

- (1)①A組合員5月10日に脱退の申出をした場合
②B組合員7月2日に脱退の申出をした場合
③C組合員12月30日に脱退の申出をした場合
- (2)脱退を申し出た組合員は、その後の組合運営についての権利義務を主張し行使できるか。
- (3)脱退を申し出た組合員が、申出日以降組合賦課金を年度末まで納入しない場合の取扱い方について。
- (4)未納賦課金を払戻持分と相殺して差し支えないか。法第22条からして相殺することも妨げないと解されているか。

回答内容



設問の組合事業年度終了日が3月31日であれば、(1)の①~③は、いずれも90日の予告期間を満足させているので、脱退の申告があった日の属する事業年度末までは、組合員たる地位を失わないから、脱退の申出をしない組合員となら差別してはなりません。したがって、(2)についても事業年度末までの期間内は組合員としての権利義務を負わなければならないし、また(3)にいうごとく、賦課金を納入しないならば組合員としての義務を怠ることになり、除名、過怠金の徴収等の制裁も定款の定めに従って可能となります。(4)については、脱退した組合員が組合に対して未納賦課金その他の債務を負っている場合は、組合は中協法第22条の規定による持分の払戻停止によって対抗でき、あるいは民法第505条の規定により払い戻すべき持分とその債務とを相殺することもできます。